

平成28年5月27日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会 ご担当者 殿

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所

那覇空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について（協力をお願い）

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、那覇空港の本制限に関して貴会における周知協力を宜しくお願いいたします。（第2滑走路整備に伴い、那覇空港の制限表面区域を変更しておりますのでご注意願います）

（問い合わせ）

那覇空港事務所 総務部総務課

TEL 098-857-1101

[添付資料等]

- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・那覇空港における高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ・那覇空港事務所からのお知らせ（那覇空港の制限表面区域図）→変更あり
- ・空港周辺における建物等設置の制限（航空法抜粋）



## 【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

## 【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

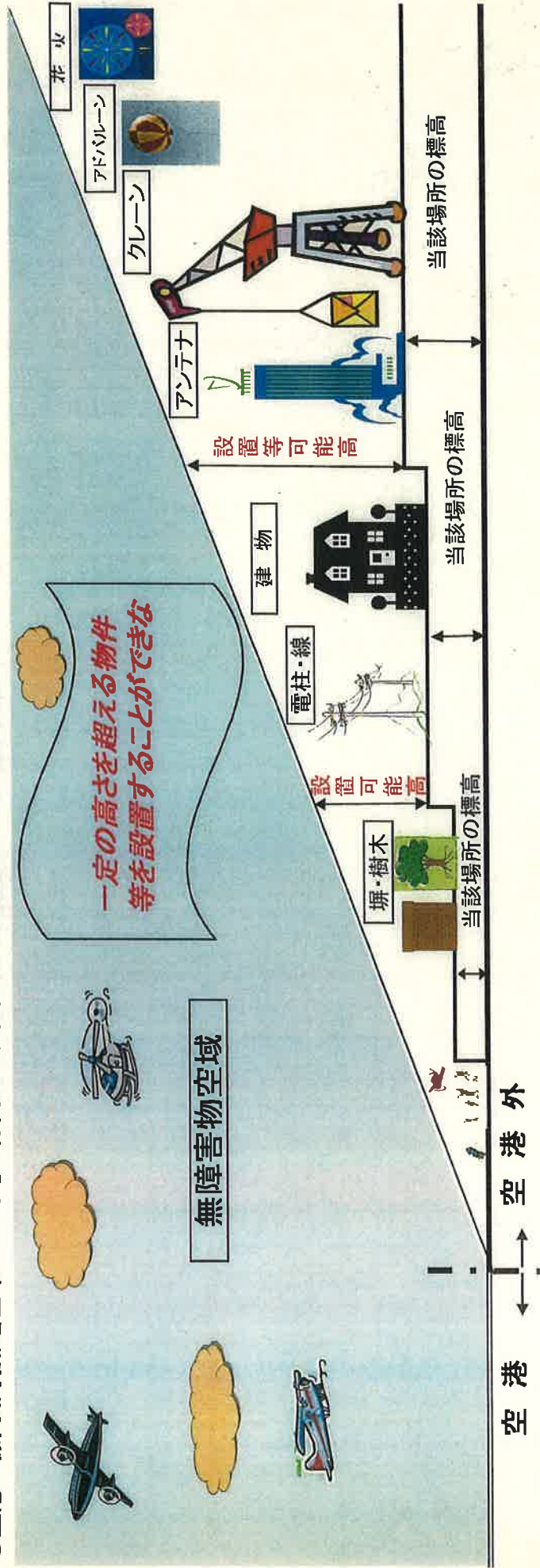
# 那覇空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物を無い状態にしておく必要があります。航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植木その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧ください。お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 那覇空港事務所 TEL 098-857-1101 FAX 098-859-5137

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの高揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

# 那覇空港事務所からのお知らせ

那覇空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物が無い状態にしておく必要があります。高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。  
（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用クレーンの使用を行う場合は、事前に那覇空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

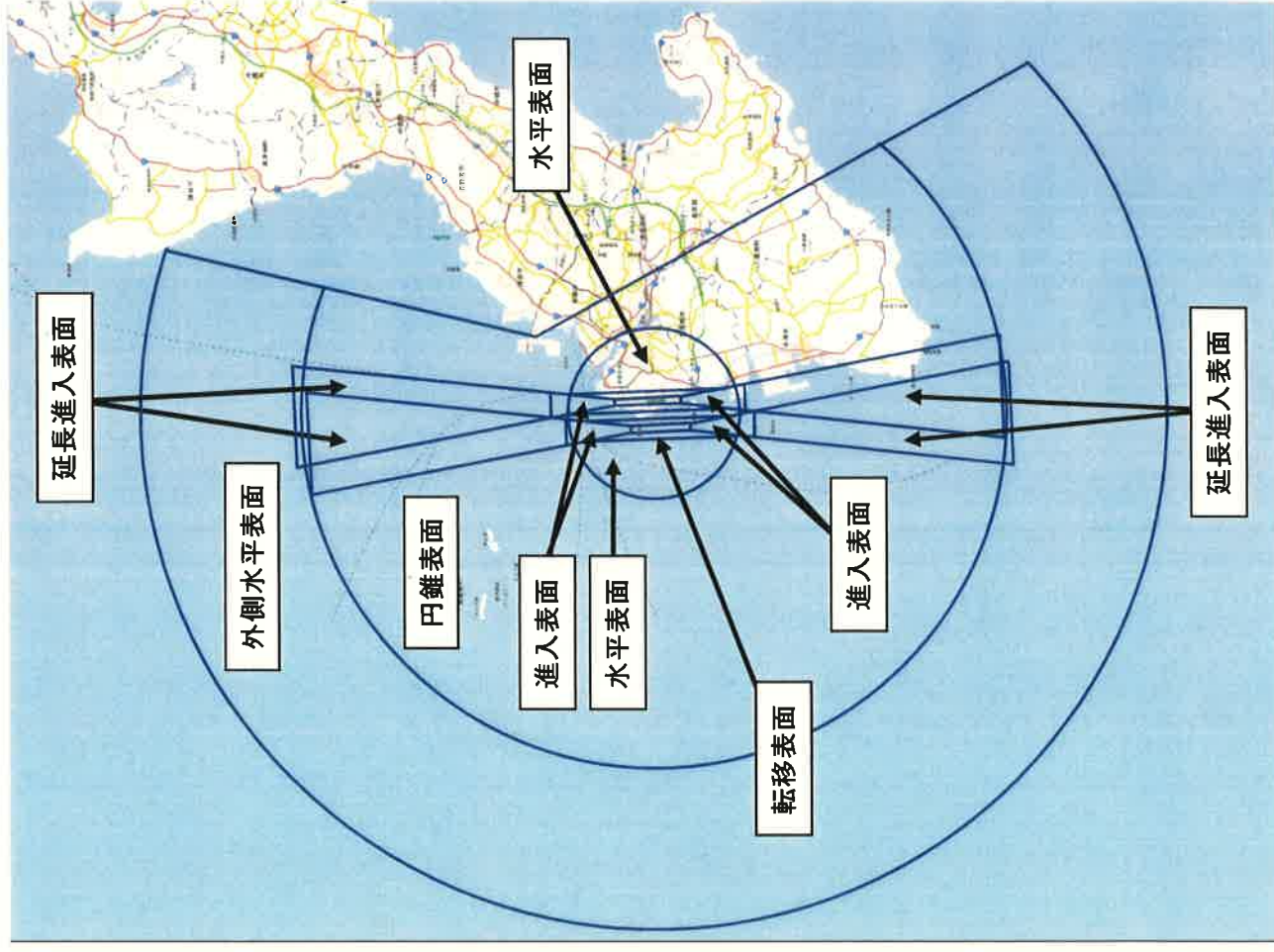
航空の安全確保を図っていただくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 那覇空港事務所まで、ごなだでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所  
TEL 098-857-1101  
FAX 098-859-5137

那覇空港の制限表面区域図



※この区域図は地理院地図を加工して作成しております。区域図は参考としてご利用いただき、区域にかかるかの判断が難しい場合は、左記の照会窓口までご連絡ください。

・大阪航空局ホームページ関連頁[リンク希望頁]

<http://ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

・自治体航空法高さ制限掲載頁（参考）

（八尾市）

<http://www.city.yao.osaka.jp/0000005462.html>

（池田市）

[http://www.city.ikeda.osaka.jp/kakuka\\_annai/toshi\\_kensetubu/sinsa\\_ka/004980.html](http://www.city.ikeda.osaka.jp/kakuka_annai/toshi_kensetubu/sinsa_ka/004980.html)

（芦屋市）

<http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/koukuhoseigen.html>

（霧島市）

<http://www.city-kirishima.jp/modules/page040/index.php?id=21>



サイトマップ 大阪航空局所在地図

文字サイズ:

- トップ
- 大阪航空局ご案内
- お知らせ**
- 航空・空港利用促進
- 契約情報
- 航空障害灯・昼間障害標識

## お知らせ

[トップページ](#) > [お知らせ](#) > [空港周辺における建物等設置の制限](#)

- 最新情報
- 採用情報
- 移転補償跡地に係る使用許可のご案内
- 406MHzの航空機用救難無線機(ELT)のデータ登録フォームについて
- 空港周辺における建物等設置の制限**
- 情報公開等案内
- 事業者の募集について
- 超軽量動力機等の安全確保について
- 空港供用規程の公表について
- 職員団体等との交渉等の概要について
- 空の日

## 空港周辺における建物等設置の制限

空港周辺においては、一定の高さの建物等を設置することは出来ません。

※空港周辺における高さ制限のお知らせとお願いは[こちら](#)(PDF:175KB)

※大阪国際空港の高さ制限に関する問い合わせは、[新関西国際空港\(株\)のホームページ\(大阪国際空港高さ制限回答システム\)](#)で確認下さい。  
なお、[関西国際空港周辺に係る制限については、新関西国際空港\(株\)のホームページ\(空港周辺におけるご注意\)](#)を確認願います。

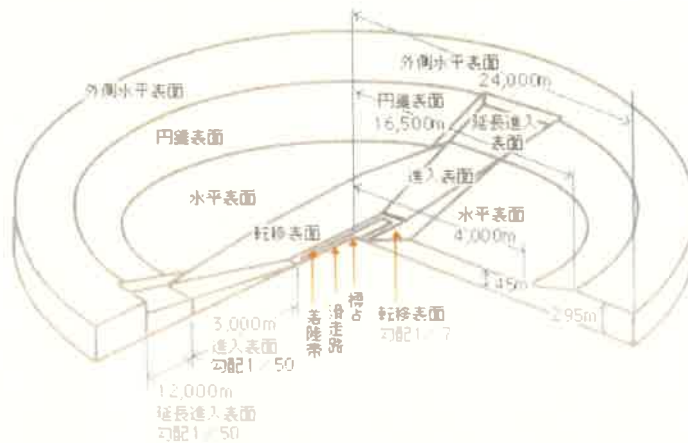
※福岡空港の高さ制限に関する問い合わせは、[福岡空港高さ制限回答システム](#)で確認下さい。

※制限表面上に出るか否かの照会窓口は[こちら](#)

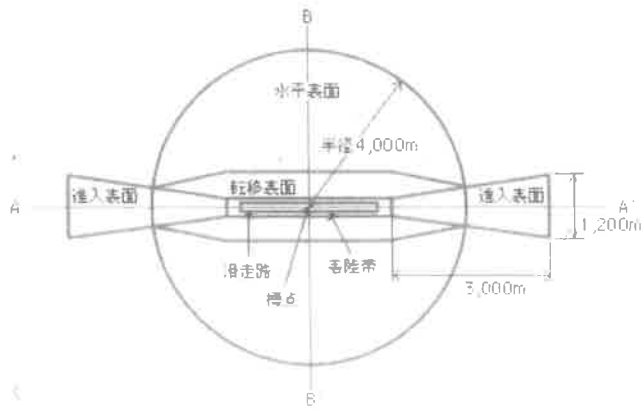
### 制限表面の設定

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

#### 制限表面概略図



制限表面の平面概略図

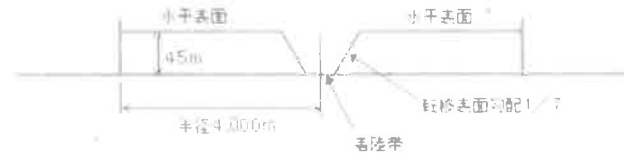


制限表面の断面概略図

断面A-A'



断面B-B'



1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。(航空法第2条第7項)

2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条第8項)

3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条第9項)

4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条第2項)

5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第3項)

6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を圆心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第4項)

※なお、制限表面の範囲については、各空港毎に設定されておりますので、詳細については各空港事務所の窓口でご照会下さい。

[▲ ページの先頭に戻る](#)

物件の制限等

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置

し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。(航空法第49条、第56条の3)

また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。(航空法第150条)

### 制限表面の上に出るか否かの照会窓口

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

また、水平表面、円錐表面及び外側水平表面については、申請によって、制限表面の上に出て仮設物等を設置することも出来ますので、申請窓口等併せて確認して下さい。

なお、取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの9:30～12:00及び13:00～17:00の時間帯です。

- 八尾空港      八尾空港事務所      TEL 0729-92-0031  
八尾空港事務所からのお知らせ (PDF: 316KB)
  
- 広島空港      広島空港事務所      TEL 0848-86-8650  
広島空港事務所からのお知らせ (PDF: 340KB)
  
- 高松空港      高松空港事務所      TEL 087-879-6770  
高松空港事務所からのお知らせ (PDF: 358KB)
  
- 松山空港      松山空港事務所      TEL 089-972-0319  
松山空港事務所からのお知らせ (PDF: 321KB)
  
- 高知空港      高知空港事務所      TEL 088-863-2621  
高知空港事務所からのお知らせ (PDF: 355KB)
  
- 福岡空港      福岡空港事務所      TEL 092-621-2221  
福岡空港高さ制限回答システム  
(福岡空港高さ制限回答システムへ移動します。)  
福岡空港事務所からのお知らせ (PDF: 327KB)
  
- 北九州空港      北九州空港事務所      TEL 093-473-1089  
北九州空港事務所からのお知らせ (PDF: 266KB)  
周辺海域船舶へのお知らせ (PDF: 169KB)
  
- 長崎空港      長崎空港事務所      TEL 0957-53-6151  
長崎空港事務所からのお知らせ (PDF: 572KB)
  
- 熊本空港      熊本空港事務所      TEL 096-232-2853  
熊本空港事務所からのお知らせ (PDF: 326KB)
  
- 大分空港      大分空港事務所      TEL 0978-67-3771  
大分空港事務所からのお知らせ (PDF: 322KB)

- 宮崎空港      宮崎空港事務所      TEL 0985-51-3223  
宮崎空港事務所からのお知らせ▶(PDF:337KB)
  
- 鹿児島空港      鹿児島空港事務所      TEL 0995-58-4440  
鹿児島空港事務所からのお知らせ▶(PDF:326KB)
  
- 那覇空港      那覇空港事務所      TEL 098-857-1101  
那覇空港事務所からのお知らせ▶(PDF:582KB)



当サイトのPDFファイルをご覧になるには、Adobe Acrobat Reader (3.0J以降)が必要です。お持ちでない方は、恐れ入りますが[こちらから](#)ダウンロードしてからご覧下さい。(アドビ社のサイトへ移動します。)

[▲ ページの先頭に戻る](#)

## 航空法による手続きについて

[2009年8月31日]

### 八尾空港事務所からのお知らせ

八尾空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(下記「八尾空港制限表面図」よりダウンロード可能です。)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。(法律:航空法第49条)対象区域内で物件等の設置工事や工専用等クレーンの使用を行う場合は、事前に八尾空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。詳しくは、下記の[大阪航空局八尾空港事務所](#)まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

#### 八尾空港制限表面図

 [\(ファイル名:seigenhyoumengairyakuzu.pdf サイズ:60.41 KB\)](#)

八尾空港制限表面図

#### 空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

 [\(ファイル名:takasaseigenosisase.pdf サイズ:221.78 KB\)](#)

空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

### より良いホームページにするため、アンケートにご協力ください

なお、この欄からのご意見・お問合せには返信することができませんのでご了承ください。

回答が必要なご意見・お問合せは「[ご意見・お問合せ\(別ウィンドウが開きます\)](#)」ページよりお願いします。

#### 1. このページは分かりやすかったですか？

。分かりやすかった    やや分かりやすかった    やや分かりにくかった    分かりにくかった

#### 2. 設問1を受けて、説明内容・レイアウト・掲載場所について、特に補足することがあれば具体的に記述してください(任意)。

送信

大阪航空局八尾空港事務所

お問合せ

電話: 072-992-0031 ファックス: 072-993-2240

航空法による手続きについてへの別ルート

[ホーム](#)[各課の窓口](#)[審査指導課\(開発指導室・建築指導室\)](#)[建築指導](#)[手続きについて](#)



〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号  
電話: 072-991-3881  
[所在地・地図](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)   [バナー広告について](#)  
[RSS配信一覧](#)   [サイトの使い方](#)  
[ウェブアクセシビリティ方針](#)

Copyright © Yao City All Rights Reserved.

## 審査課

[耐震診断・耐震設計・耐震改修補助制度について](#)

[耐震改修促進法の改正について](#)

[長期優良住宅建築等計画の認定について](#)

[池田市建築審査会について](#)

[建築確認申請について](#)

[中間検査・完了検査について](#)

[許認可申請について](#)

[建築物及び昇降機などの定期報告制度について](#)

[大阪府福祉のまちづくり条例に係る事前協議等について](#)

[建築物に付属する設備\(エレベーター等\)における事故発生時の届出について](#)

[エネルギーの使用の合理化等に関する法律\(省エネ法\)にかかる届出・定期報告について](#)

[低炭素建築物新築等計画の認定制度について](#)

[既存民間建築物アスベスト対策補助について](#)

[建設リサイクル法関係](#)

[航空法による建築物等の高さ制限について](#)

[防災計画書について](#)

[審査課に関する例規](#)

[「池田市住宅・建築物耐震改修促進計画中間検証報告\(案\)」に対するパブリックコメント手続の実施結果について](#)

[池田市住宅・建築物耐震改修促進計画中間検証報告](#)

[池田市住宅・建築物耐震改修促進計画\(案\)に対するご意見と、それに対する市の考え方](#)

[池田市住宅・建築物耐震改修促進計画](#)

## 航空法による建築物等の高さ制限について

池田市は大阪国際空港が近接しているため、航空法により制限表面(建築物等の高さ制限)が定められています。

### 航空法による建築物等の高さ制限照会について

高さ制限照会につきましては、下記ホームページをご参照ください。

[新関西国際空港株式会社制限表面照会ホームページ\(外部リンク\)](#)

### 航空法による建築物等の高さ制限内容について

高さ制限内容につきましては、下記ホームページをご参照ください。

[国土交通省大阪航空局ホームページ\(外部リンク\)](#)

## お問い合わせ

### 審査課

池田市 都市建設部 審査課  
〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市役所6階  
電話: 072-754-6339  
[審査課へメールで問い合わせをする](#)

防災・減災情報

いざという時…

消防・警察・病院



トップ > まちづくり > 都市計画情報 > 芦屋の都市計画 > 航空法制限表面区域

更新日：2013年4月22日

### 航空法制限表面区域



- 大阪国際空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を障害物がない状態しておく必要があります。芦屋市の南部では航空法に基づき大阪国際空港（伊丹空港）の制限表面（円錐表面）が指定されています。

- 円錐表面とは  
円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として、16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。（航空法第56条第3項）

- 物件の制限など  
航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。（航空法第49条、第56条の3）  
また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。（航空法第150条）

- 詳しくは新関西国際空港株式会社へお問合せ下さい。  
電話番号06-4865-9567  
[大阪国際空港（伊丹空港）高さ制限回答システム（外部サイトリンク）](#)

#### 関連リンク

- ◆ [国土交通省大阪航空局\(外部サイトへリンク\)](#)
- ◆ [新聞西国際空港株式会社\(外部サイトへリンク\)](#)

#### よくあるおたずね

- ◆ [FAQ\)建物を建てる際に留意すべき都市計画は？](#)
- ◆ [FAQ\)用途地域と建築できる建物について](#)
- ◆ [FAQ\)用途地域や都市計画道路はどこで調べられますか？](#)
- ◆ [FAQ\)総括図や白地図の郵送での請求](#)
- ◆ [FAQ\)住居表示の街区を調べるには。](#)

#### 問い合わせ

都市建設部都市計画課都市計画係  
電話番号 0797-38-2073  
ファクス番号 0797-38-2164  
[問い合わせフォーム](#)



こんなときどうするの

- [小児科・内科の夜間診療](#)
- [霧島市AEDマップ](#)
- [暮らしの相談](#)
- [救急・防災・火山](#)

情報をさがす

- [分類でさがす](#)
- [各課のページでさがす](#)
- [イベントカレンダー](#)
- [よくある質問と回答でさがす](#)

市長の部屋



皆様、  
こんにちは。  
市長の前田です

定例記者会見

市議会

消防局

教育委員会

図書館

市の紹介

広報・まちの話題

ふるさと納税

携帯サイト

環霧島・錦江湾奥会議

ホーム > <暮らし・環境> > 交通 > 航空法による手続き

航空法による手続き

鹿児島空港からのお知らせ

鹿児島空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限を設けています。対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に鹿児島空港までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただき、ご回答いたします。

なお、物件等には、テレビアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、下記の大阪航空局鹿児島空港事務所まで、お問い合わせください。

[リンク](#) [国土交通省大阪航空局ホームページ](#)

お問い合わせ先

大阪航空局鹿児島空港事務所  
電話番号：0995-58-4440

お問い合わせ先

建設部 建築指導課 建築指導グループ  
電話番号：0995-45-5111(内線2844)

# 空港周辺における建物等設置の制限

( 航 空 法 抜 粋 )

国 土 交 通 省

大 阪 航 空 局

## 空港周辺における建物等設置の制限

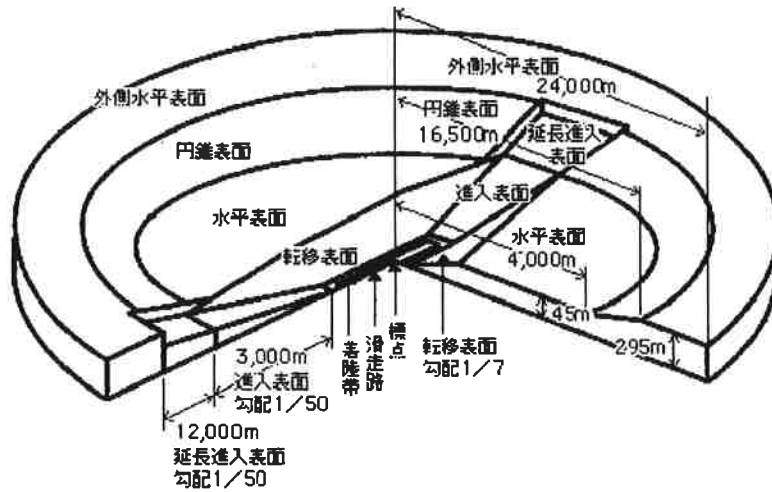
空港周辺においては、一定の高さの建物等を設置することは出来ません。

### 制限表面の設定

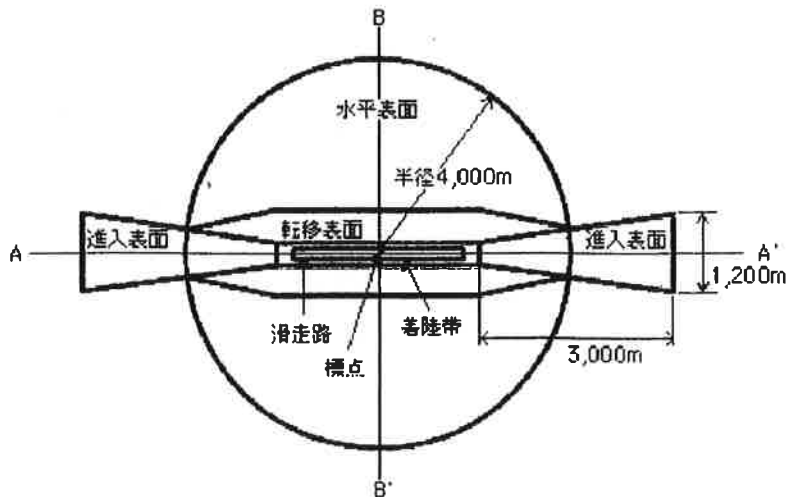
航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態にしておく必要があります。

このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

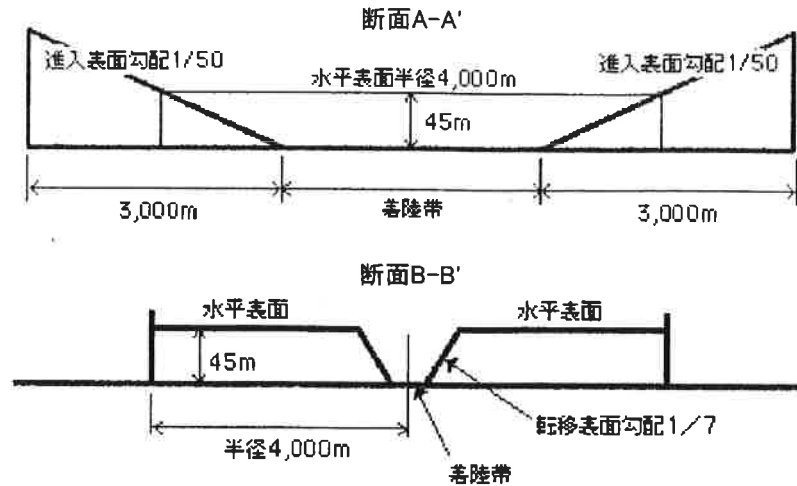
制限表面概略図



制限表面の平面概略図



## 制限表面の断面概略図



### 1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

(航空法第2条第8項)

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線をなす一直線上におけるこの点からの600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

### 2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

(航空法第2条第9項)

### 3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分

(航空法第2条第10項)

### 4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線で、その進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

(航空法第56条第2項)

### 5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第56条第3項)

### 6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(航空法第56条第4項)

※なお、制限表面の範囲については、各空港毎に設定されておりますので、詳細については各空港事務所の窓口でご照会下さい。

## 制限表面の設定

航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

(航空法第49条、第56条の3)

## 制限表面の上に出るか否かの照会窓口

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

また、水平表面、円錐表面及び外側水平表面については、申請によって、制限表面の上に出て仮設物等を設置することも出来ますので、申請窓口等併せて確認して下さい。

なお、取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの9:00～12:00及び13:00～17:00の時間帯です。

|         |          |                  |
|---------|----------|------------------|
| ●大阪国際空港 | 大阪空港事務所  | TEL 06-6843-1121 |
| ●八尾空港   | 八尾空港事務所  | TEL 072-992-0031 |
| ●広島空港   | 広島空港事務所  | TEL 0848-86-8650 |
| ●高松空港   | 高松空港事務所  | TEL 087-879-6770 |
| ●松山空港   | 松山空港事務所  | TEL 089-972-0319 |
| ●高知空港   | 高知空港事務所  | TEL 088-863-2621 |
| ●福岡空港   | 福岡空港事務所  | TEL 092-621-2221 |
| ●北九州空港  | 北九州空港事務所 | TEL 093-473-1089 |
| ●長崎空港   | 長崎空港事務所  | TEL 0957-53-6151 |
| ●熊本空港   | 熊本空港事務所  | TEL 096-232-2853 |
| ●大分空港   | 大分空港事務所  | TEL 0978-67-3771 |
| ●宮崎空港   | 宮崎空港事務所  | TEL 0985-51-3223 |
| ●鹿児島空港  | 鹿児島空港事務所 | TEL 0995-58-4440 |
| ●那覇空港   | 那覇空港事務所  | TEL 098-857-1101 |

国土交通省 大阪航空局

ホームページ <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>